

平成20年度徳島県国民保護協議会 次第

日 時 平成21年3月9日(月)
午後1時30分から午後2時30分まで
場 所 県庁10階 大会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 平成20年度徳島県国民保護共同訓練(図上訓練)の報告

(2) その他

3. 閉 会

【配付資料】

資料1 平成20年度徳島県国民保護共同訓練(図上訓練)実施計画書

資料2 平成20年度徳島県国民保護共同訓練(図上訓練)《訓練評価資料》

資料3 国民保護に関する徳島県の取組みについて

資料4 徳島県国民保護計画の変更方針について

徳島県国民保護協議会出席者名簿

(敬称略)

区分	職名	委員氏名	代理出席者	区分	職名	委員氏名	代理出席者
第1号	四国管区警察局長 中国四国防衛局長 四国総合通信局長 四国財務局徳島財務事務所長 神戸税関小松島税関支署長 四国厚生支局長 徳島労働局雇用均等室長 中国四国農政局長 四国森林管理局長 四国経済産業局総務企画部長 中国四国産業保安監督部四国支部長 四国地方整備局長 四国運輸局徳島運輸支局長 徳島空港事務所長 徳島地方気象台長 徳島海上保安部長	折田 康徳 中村 範明 高崎 一郎 中村 和弘 小林 則雄 小木津敏也 高倉 悦子 関岡 英明 中山 尊裕 廣木 雅史 市原 秋男 木村 昌司 赤松 道夫 中原登志秋 竹内 新 鏡 信春	広域調整第二課長 広瀬 耕石 高松防衛事務所長 森川 顕臣 (次席)	第5号	徳島県政策監 徳島県健康増進課長	武市 修一 石本 寛子	
第2号	陸上自衛隊第15普通科連隊長 海上自衛隊呉地方總監 航空自衛隊中部航空方面隊司令官	井手 正 杉本 正彦 片岡 晴彦	国民保護調整専門官 日浦 淳子 国民保護専門官 國吉 俊弘	第6号	徳島県市長会長 徳島県町村会長 徳島県消防長会長	原 秀樹 五軒家憲次 瀬川 安則	(次席) 常務理事 森 周一 警防課長 尾方 茂春
第3号	徳島県副知事	里見光一郎	警備救難課長 西尾 春基	第7号	郵便事業株式会社四国支社総務部長 日本銀行徳島事務所長 日本赤十字社徳島支部事務局長 日本放送協会徳島放送局長 西日本高速道路株式会社四国支社 徳島管理事務所長 本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター所長 四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長 西日本電信電話株式会社徳島支店長 日本通運株式会社徳島支店営業課長 四国電力株式会社徳島支店長 社団法人徳島県バス協会長 社団法人徳島県トラック協会長 社団法人徳島県医師会次長 四国放送株式会社報道制作局長	井上 修三 岡崎 悦夫 三木 章男 大塚 幸雄 横田 義光 帆足 博明 松田 清宏 菊地 郁夫 楠本 洋子 福寿 芳久 渡辺寿栄夫 栗飯原一平 青木 圭子 漆原 完次	徳島支店総務課長 山下 史朗 主査 小松 寛 放送部長 田野辺 隆男 計画課長 藤原 武夫 徳島企画部長 高倉 昭二 企画総務部長 明野 寿 副支店長 内藤 修身 専務理事 関本 正康 専務理事 松家 晴三
第4号	徳島県教育委員会教育長 徳島県警察本部部長	福家 清司 菅沼 篤	主任保安専門官 清田 幸雄 警備救難課長 西尾 春基	第8号	徳島大学学長 財団法人徳島県消防協会長 徳島県婦人防火クラブ連合会長 社団法人徳島看護協会第1副会長	青野 敏博 川人 泰博 村崎 弘子 近藤 裕子	総務部長 中村 浩之 筆頭副会長 高橋 輝典

※「区分」欄は、国民保護法第38条第4項の各号の区分による

国民保護に関する徳島県の取組みについて

1. 徳島県国民保護計画作成（平成18年3月閣議決定）

平成17年度に、「徳島県国民保護協議会」を3回開催するとともに、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村等の意見を踏まえ、避難や救援等の国民保護措置の実施に関し、基本的な枠組みを示した「徳島県国民保護計画」を作成。

2. 全ての市町村で「市町村国民保護計画」作成完了（平成18年度）

事態発生現場での円滑な活動を実施するため、避難住民の誘導など、市町村での国民保護措置の実施に関し、基本的な枠組みを示した「市町村国民保護計画」を全市町村で作成。

3. 「指定地方公共機関」の指定、「国民保護業務計画」の作成

- ・ ライフライン事業や放送事業等の公益的事業を営む法人等で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定。

（平成17年3月31日 7法人）

四国ガス(株)、(社)徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道(株)、
(社)徳島県バス協会、(社)徳島県トラック協会、南海フェリー(株)、
徳島県医師会

（平成17年9月2日 2法人）

四国放送(株)、(株)エフエム徳島

- ・ 平成19年度までに、全ての機関で「国民保護業務計画」の作成完了。

4. 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

住民に「警報」や「避難指示」等を伝達するため、人工衛星を利用し、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル発射情報などを国が全国の自治体に瞬時に提供する「全国瞬時警報システム」の整備を進めている。

消防庁が平成19年度から本格運用し、本県では同年度から導入。

5. 安否情報システムの整備

国民保護法に基づく安否情報を収集・整理し、国民からの照会に回答する全国統一の「安否情報システム」を平成20年4月から本格運用開始。

6. 避難施設の指定

住民の避難、救援を的確・迅速に実施するため、基準を満たす施設を当該施設管理者の同意を得て、知事があらかじめ避難施設として指定。

(平成20年4月：592施設指定)

7. 国民保護共同訓練の実施（平成21年2月4日）

関係機関の機能確認・関係機関相互の連携強化、県民の理解促進を図るため、国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関等が一体となった共同図上訓練を実施。

(想定) 松茂町内の空港施設においてテロ集団による爆破事案が起こり、多数の死傷者が発生。その後、高速バスターミナルにおいて不審物が発見される。

(訓練参加人数) 約160人

徳島県国民保護計画の変更方針について

国の基本指針の変更（平成20年10月）に伴い、「徳島県国民保護計画」について、次の内容の変更を平成22年3月の閣議決定の日程に合わせて行うよう、作業を進めることとする。

①現地調整所の設置

「知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る」旨を新たに記述する。

②合同対策協議会の開催

「国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、国の現地対策本部と県対策本部による合同対策協議会を開催する」旨を新たに記述する。

※ その他、組織変更等に伴う軽微な変更を行うとともに、必要に応じ、平成20年度の共同訓練の成果を踏まえた変更を行うことを併せて検討する。

[参考：計画変更の日程]

平成21年9～12月	国との事前協議
時期未定	徳島県国民保護協議会へ諮問
平成22年 1月	国との正式協議（国民保護法第34条第5項）
3月	閣議決定
6月	議会報告（国民保護法第34条第6項）

後々（後世）に悔いを残さないために

平成 21 年 3 月 9 日

元第一師団長 福田忠典

- 始めに
- ・ 去る 2/4 の国民保護訓練の図上訓練：素晴らしい出来映え
 - ・ シナリオに基づく訓練と実際の緊急事態とは大違い
 - ・ 「常日頃考えられないようなことを、考えたくないようなことを予め考え、備えておくこと。」が危機管理の本質

1 悔いが残った（教訓ばかりの）緊急事態対処

① 大津波対処：

H5.7.12 の北海道南西沖地震

M7.8（震度 6）の地震と大津波で約 230 人が死亡。人命救助殆ど出来ず。

地震後 3～5 分で最大 30m の大津波が来襲。（10 年前の津波は 17 分後）

② 大震災対処： 遅れた自衛隊の出動、各機関の連携不十分

H7.1.17 の阪神・淡路大震災

M7.3（震度 7）で 6334 人死亡、倒壊家屋 25 万棟、避難者約 32 万人。細部略。

③ サリン事件： 化学兵器が一般市民に使用された史上初のテロ事件

H7.3.20 の地下鉄サリン事件

発生直後は、サリンと特定されず二次被害も。死者 12 人、負傷者 5510 人。

緊急治療・対処薬の確保に苦闘。現在も後遺症 PTSD に苦しんでいる人多数。

④ テポドン対処： 情報収集態勢は若干改善されたが、抑止能力は欠如

H10.8.31 の北朝鮮のテポドン発射事案

三陸沖に着弾？『首都圏に着弾した場合、被害の復旧・救済に当たれ』との命令。

⑤ 放射能対処： 原子力災害特別措置法の制定に、原子力災害派遣へ

H11.9.30 の東海村放射能漏れ事故

被爆者 39 人、死者 2 人。半径 350m は緊急避難、半径 10km は屋内避難。

101 化学防護隊を事故現場に災害派遣。緊急避難の支援に陸自トラックを派遣。

⑥ 火山活動・地震対処： 三宅島の住民避難の凄さ（自助・共助）、20 年前の噴火対処の教訓

H12.6.26～9.10 の三宅島の火山活動・地震

6.26.1830, 緊急火山情報、2607 名に島の北部へ避難勧告。翌朝までに避難完了。

6.27.0900, 西方 1km で海底噴火が発生。じ後震度 5 以上約 28 回、雄山は大噴火。

9.1 に全島避難決定。9.4 までに全島民避難完了。自衛隊（1D）の災害派遣は 2 回。

⑦ 微動地震対処：

H12.11～H13.5 の富士山微動地震

低周波地震の頻発（月に約 220 回）→万が一に備え『富士山ハザードマップ』作成

※ 実際の緊急事態では正しい情報がタイムリーに入らない。（状況判断ができない）

2 実践能力の向上のためには是非とも実動訓練を

- ① 計画の検証---実行の可能性、実行動のものさし（時間、マンパワー、動員所要）
- ② 実動訓練の実施によって関係機関相互の密接な連携がグレードアップ
- ③ 一番大事な県民の危機管理・対処意識の向上（特に自助・共助意識の高揚）に寄与

3 緊急事態における自衛隊の行動の特性

- ① 警察・消防に比し地域の情報量に欠け立ち上がりがやや遅い。（日頃からの連携の必要性）
- ② 陸自の部隊が駐屯する場合は、平素から各部隊毎に警備担任地域を指定し連携を保持
（徳島県に旅団飛行隊・施設隊が出来ることの大きな意義）
- ③ 事態の拡大に応じた迅速な動員能力を保有、迅速な大部隊の動員（全国規模）が可能、海自・空自も動員し統合運用が可能。 NBC 事態への対処可（B 能力は未だ不十分）。大規模な航空機動員能力（空中機動力・空中輸送力）
- ④ 今の時代に陸上防衛力を大幅削減しようとする国内動向（財務・官邸筋）の不可解さ。

4 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた『H12年度東京都総合防災訓練』

- ① 石原都知事就任直後の最初の大事な仕事―「阪神大震災の二の舞をしてはならない」
 - ② 経緯： 中曽根元総理のアドバイス→「陸・海・空統合の大防災演習を今すぐに」
都知事のトップダウンの動き、H11.5.17→H12.9.3、三宅島噴火に対応しつつ
 - ③ 参加規模 第一師団長が陸自の総指揮官となって、都庁災害対策部と連携
自衛隊：陸自約 6000 人、車両 1010 両、ヘリ 56 機、
海自 600 人、航空機 2 機、船 5 隻、 空自 1200 人、車両 90 両、航空機 20 機
警視庁： 人員 3000 人、車両 150 両、ヘリ 9 機、船 5 隻、
東京消防庁：人員 2160 人、車両 300 両、ヘリ 6 機、船 3 隻
海上保安庁、その他各種機関・団体を含めおよそ **100 の機関**
 - ④ 国の機関を含め殆どの防災関係機関を動員し、都内 8 箇所多彩な実動訓練を実施
 - ・ 江戸川の橋が決壊→約 200m の橋を架けて車両を通行（北海道から浮橋部隊を動員）
 - ・ 羽田空港に C-130 輸送機が着陸(福岡の普通科部隊 100 人、広島 of 警察官を搭載し)
 - ・ 銀座のビル街での人員救出（ヘリでの救助、レンジャー隊員による救助、装甲車で）
- 別紙 東京都の防災対策 平成 12 年度東京都総合防災訓練

5 徳島県の国民保護訓練のあり方

- ・ 基礎的な能力を高め逐次応用能力を
- ・ 県の特性に応じた「事態様相」を考察し、実動訓練で実証を

東京都の防災対策

平成12年度東京都総合防災訓練

平成12年4月21日
総務局災害対策部

問い合わせ先
総務局災害対策部応急対策課防災調整担当
電話 03-5388-2452

平成12年度東京都総合防災訓練について

「ビッグレスキュー東京2000～首都を救え～」

本年度の東京都総合防災訓練の骨格が下記のとおり固まりましたので、お知らせします。なお、詳細な訓練内容については、8月に再度お知らせします。

記

- 1 実施日時 2000(平成12)年9月3日(日)午前7時～午後4時
- 2 訓練想定
東京区部直下での大規模地震(マグニチュード7.2、震度6強)が、訓練当日午前7時に発生し、東京区部を中心に広域的な被害が発生しているとの想定に基づく。
- 3 訓練の内容
 - (1) 都災害対策本部における訓練
都庁第一本庁舎9階の防災センターにおいて、災害対策本部の設置運営・審議に係る訓練を実施する。審議に際しては、首相官邸危機管理センターの総理とのテレビ会議を予定している。
 - (2) 各会場(10ヶ所)における訓練
実際に災害が起こった時の応急対策活動に係る訓練を、以下の3つのテーマに区分して各会場で行う。中央会場での合同訓練を実施する。
 - ア テーマ別訓練
 - 初動対応訓練(3会場で実施)
救出・救護、応急医療、市街地消火、道路障害物除去等の発災直後の活動に係る訓練を市街地でより実践的に実施するもので、今回の訓練の中心となるものである。
銀座会場・・・銀座中央通りの銀座1～8丁目区間
白鬚西会場・・・白鬚西の再開発地区
葛西会場・・・放射第16号の東葛西4・9丁目区間
 - 生活支援・体験訓練(5会場で実施)
給水・給食・入浴等の発災後2～3日目以降に高まる生活支援活動に係る訓練や初期消火等の体験訓練等を実施する。なお、立川会場では、救援物資の輸送中継等の後方支援活動訓練を実施する。
木場会場・・・都立木場公園
舎人会場・・・都立舎人公園
駒沢会場・・・都立駒沢公園
都庁会場・・・都庁都民広場・都庁通り
立川会場・・・東京都立川地域防災センター
 - 活動拠点設営訓練(1会場で実施)
救出・救護等の初動対応や住民への生活支援を迅速かつ効果的に行うために必要となる応援部隊の集結等の訓練を実施する。
篠崎会場・・・江戸川河川敷篠崎緑地
 - イ 合同訓練
中央会場としてライフライン機関・ボランティア団体等の全参加機関の訓練を集約して実施する。
晴海会場・・・晴海ふ頭及び晴海5丁目都有地

※各会場の主な訓練項目・内容については、下記のとおり。

- 4 訓練の特徴
 - ア 救出・救護、応急医療活動等の初動対応における警察・消防・海上保安庁等と陸海空3自衛隊との効果的な連携を訓練の主眼としつつ、ライフライン復旧訓練、生活支援訓練等を実施する。
 - イ 区部の市街地を中心に多数の訓練会場を設け、より実践的で、かつ都民が安心感を抱くことのできる訓練を目指す。
 - ウ 実施に際しては、できるかぎり地元自治体及び地域の自主防災組織等との連携・協力を図る。

5 訓練参加機関

警視庁、東京消防庁、海上保安庁、自衛隊、東京都医師会・日本赤十字社東京都支部等の医療機関、東京電力・東京ガス・NTT等のライフライン関係機関、ボランティア団体など、およそ 100 機関

6 国の支援体制

ア 総理が緊急災害対策本部長として訓練に参加する。

イ 内閣安全保障・危機管理室を中心に、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛庁、国土庁等が、都の訓練を支援する。

ウ 警察庁、消防庁、海上保安庁に加え、陸・海・空の統合運用の自衛隊を含めた総合的な広域支援訓練を実施する。

7 その他

訓練の呼称を「ビッグレスキュー東京2000～首都を救え～」とし、積極的にPRしていく。

訓練会場と主な訓練項目・内容

訓練の分類	会場名	主な訓練項目・内容	
テ	銀座	○警察・消防・自衛隊の3機関連携によるビル内外及び地下街被災者救助・避難訓練 ○警察・自衛隊・道路管理者等による道路障害物除去訓練	
	白鬚西	○警察・消防・自衛隊の3機関連携による実際の住宅を活用した被災者救助訓練 ○消防・海上保安庁・自衛隊等による被災者の後方搬送訓練 ○河川管理者等による堤防の緊急復旧・決壊防止訓練	
	葛西	○警察・消防・自衛隊等による被災者救助訓練 ○警察・自衛隊・道路管理者等による道路障害物除去訓練 ○避難道路確保のための一斉放水訓練	
マ	木場	○都営地下鉄大江戸線を活用した自衛隊の部隊進出訓練(練馬駐屯地→都立木場公園) ○給食・給水・入浴等の生活支援資器材や車両等の展示・体験訓練	
	舎人	○給食・給水・入浴等の生活支援資器材や車両等の展示・体験訓練	
	駒沢	○大型ヘリによる医療資器材の空輸・搬入訓練 ○給食・給水・入浴等の生活支援資器材や車両等の展示・体験訓練	
	都庁	○救出・救助訓練 ○給食・給水・入浴等の生活支援資器材や車両等の展示・体験訓練	
	立川	○救援物資の輸送中継等の後方支援活動訓練	
別	3 活動拠点設営訓練	篠崎	○自衛隊の応援部隊の集結・活動拠点設営訓練 ○機関をまたがる航空機の運行統制訓練
訓	合同訓練(中央会場)	晴海	○医療機関、ライフライン機関、ボランティア団体等全参加機関の合同訓練 ○自衛艦による自衛隊の部隊の進出訓練 ○警察・海上保安庁の舟艇による水難救助訓練 ○自衛艦・海上保安庁巡視船の艦船内医療施設を活用した災害医療訓練